

大和市告示第77号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱及び大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱及び大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

(新型コロナウイルス感染症対策に関する特例措置)

- 3 第2条から第4条までの規定にかかわらず、民間保育所、認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。）及び家庭的保育事業等を運営する者による事業に係る令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分）分）の国庫補助について（令和4年7月14日付け厚生労働省発子0714第3号厚生労働事務次官通知）別紙令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分）分）交付要綱（以下「令和3年度繰越分国保育対策要綱」という。）第3項第2号に掲げる保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業に限る。）であって、令和4年4月1日以降に実施するものについては、当該事業を実施するために必要な経費（令和3年度繰越分国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）を補助対象経費として算定した同表に規定する基準額（ただし、令和3年度に令和3年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分）分）の国庫補助について（令和4年2月4日付け厚生労働省発子0204第4号厚生労働事務次官通知）別紙令和3年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分）分）交付要綱第3項第2号に掲げる保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業に限る。）を実施し、当該事業における補助金の交付決定を受けた事業者については、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額から当該交付決定の額を控除した額又は当該基準額のいずれか少ない方の額を上限とする。）又は当該事業に係る補助対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額（その額に1,000円

未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)をこの要綱による補助金として交付する。

- (1) 定員19人以下の施設 300,000円
- (2) 定員20人以上59人以下の施設 400,000円
- (3) 定員60人以上の施設 500,000円

附則第4項中「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について(令和4年1月14日付け府子本第18号内閣総理大臣通知)別紙令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」を「令和4年度(令和3年度からの繰越分)保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について(令和4年4月19日付け府子本第581号内閣総理大臣通知)別紙令和4年度(令和3年度からの繰越分)保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」に、「令和4年2月1日」を「令和4年4月1日」に改める。

別表第1保育所等業務効率化推進事業費の項中「令和2年度繰越分国保育対策要綱」を「令和3年度繰越分国保育対策要綱」に改め、同表保育所等における業務集約化推進事業費の項を削り、同表実費徴収に係る補足給付を行う事業費の項中「民間保育所等」を「民間保育所及び家庭的保育事業等」に改める。

(大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱(令和4年大和市告示第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中「方の額」の次に「(ただし、3歳児受入れ等連携支援事業にあつては、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

附則第4項中「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について(令和4年1月14日付け府子本第18号内閣総理大臣通知)別紙令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」を「令和4年度(令和3年度からの繰越分)保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について(令和4年4月19日付け府子本第581号内閣総理大臣通知)別紙令和4年度(令和3年度からの繰越分)保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」に、「令和4年2月1日」を「令和4年4月1日」に改める。

別表1の項対象経費の欄及び補助基準額の欄を次のように改める。

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱 (以下「民間保育所等要綱」という。)別表第1、3歳児受入れ等連携支援事業費の項対象経費の欄に掲げる対象経費	民間保育所等要綱別表第1、3歳児受入れ等連携支援事業費の項補助基準額の欄に定める補助基準額
--	---

別表 3 の項及び 4 の項を次のように改める。

3 実費徴収に係る補足給付を行う事業費	私立幼稚園等	民間保育所等要綱別表第 1 実費徴収に係る補足給付を行う事業費の項対象経費の欄に定める対象経費	民間保育所等要綱別表第 1 実費徴収に係る補足給付を行う事業費の項補助基準額の欄に定める補助基準額
4 一時預かり事業費	私立幼稚園等	民間保育所等要綱別表第 1 一時預かり事業費の項対象経費の欄に定める対象経費	民間保育所等要綱別表第 1 一時預かり事業費の項補助基準額の欄に定める補助基準額

別表 7 の項中「設置者」の次に「等」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。